**令和７年度における**

**野外コンサート（3月～11月）の優先受付について**

**万博記念公園マネジメント・パートナーズ**

**令和7年度（3月～11月）における野外コンサートの優先受付**

万博記念公園マネジメント・パートナーズ（以下 「BMP」 という。）は、大阪府立万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」 という。）が関西はもとより西日本における音楽の文化活動の拠点となることを目指すため、もみじ川芝生広場・東の広場全域・お祭り広場（以下 「コンサート会場」 という。）における、令和7年度（3月～11月）野外コンサートの優先申込を下記のとおり受付します。

１．使用対象となる期間等  
（1）使用対象期間

**令和7年3月１日（土）から 令和7年11月30日（土）まで**

※①3月1日～6月30日、②10月1日～11月30日の期間については、①②それぞれにおいて２事業者、

２コンサート以内を予定しております。

※使用日によっては、車両進入方法等の調整を行う場合があります。

※前使用者がある場合は、前使用者の使用期間終了の翌日に芝生等メンテナンスのための日を設けさせて

頂く場合があります。

※使用期間は、本番・設営・撤去を含みます。

　　▼以下の期間はBMP主催イベント等開催予定のため、使用対象期間から除外します。

　　　　●３月１４日（金）～　３月１６日（日）　　　 東の広場

　　　　●３月１８日（火）～　４月　 ７日（月）　 お祭り広場、東の広場、もみじ川芝生広場

　　　　●４月 ８日（木）～　６月　 １日（火）　 お祭り広場

　　　　●７月１７日（木）～　８月　 ９日（土）　　　 お祭り広場

　　　　●８月１０日（日）～　８月２１日（木）　 お祭り広場、東の広場、もみじ川芝生広場

　　　　●８月２２日（金）～　１月　 ５日（月）　 お祭り広場

（2）使用時間等

　①使用時間

　　　・3月～6月、10月～11月 においては、午前9時 から 午後6時 まで、

7月～9月 においては、午前9時 から 午後9時の任意の時間帯とします。

ただし、BMPが認める場合はこの限りではありません。

※イベントの設営・撤去にともなう車両進入については、原則、自然文化園の開園時間外とします。

②音出し可能時間

　　（a）本番日

　　　・3月～6月、10月～11月においては、午前10時 から 午後6時 まで、

7月～9月においては、午前10時 から 午後9時の任意の時間帯とします。

　　（b）リハーサル日

　　　・リハーサルにおける音出し可能時間は、午前10時 から 午後6時 までの任意の時間帯とします。

　　　・リハーサルについては、本番を2日以上連続して開催する場合であっても1日のみとします（本番日のリハ

　　　 ーサルは含まないものとします）。

（3）使用施設の概要

コンサート会場（もみじ川芝生広場・東の広場全域・お祭り広場）

　　①もみじ川芝生広場

　　　【面積】36,000㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　単位：円（税込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | 超過1時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 475,200 | 39,600 |
| その他の日 | 356,400 | 29,700 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 1,584,000 | 132,000 |
| その他の日 | 1,267,200 | 105,600 |

※１　基本料金は 「午前9時から午後9時まで」 の料金です。

使用料金区分が 「入場料を徴収する場合」 は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

※２　超過料金は、基本料金時間以外の1時間当たりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。

なお、1時間未満は切り上げます。

　　②東の広場全域

　　　【面積】37,200㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　単位:円（税込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | 超過1時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 767,200 | 61,400 |
| その他の日 | 575,400 | 46,100 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 2,557,400 | 204,600 |
| その他の日 | 2,046,000 | 163,700 |

※１　基本料金は 「午前9時から午後9時まで」 の料金です。

使用料金区分が 「入場料を徴収する場合」 は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

※２　超過料金は、基本料金時間以外の1時間当たりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。

なお、1時間未満は切り上げます。

　　③お祭り広場

　　　【面積】12,100㎡　　【路面状態】透水性からー舗装

【付帯施設】

（a）本部・楽屋・控室等に利用可能な部屋3室（A室：45㎡、B室：20㎡、C室：30㎡）

　　　　すべて冷暖房完備、うちA室は厨房設備完備　会場内放送室（8㎡、冷暖房完備）

（b）電気設備（モニュメント盤AC200V　40kw／AC100V　37kw、広場4か所の分電盤AC200V

120kw／AC100V　74kw）

　　　（c）トイレ（車いす用トイレ：3基、男子トイレ：25基、女子トイレ：17基）

　　　（d）ベンチ席：約1,000席

　　　【使用料金】　単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | | 超過1時間 |
| 全日 | 半日 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 316,800 | 158,400 | 39,600 |
| その他の日 | 255,200 | 127,600 | 31,900 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 1,056,000 | 528,000 | 132,000 |
| その他の日 | 844,800 | 422,400 | 105,600 |

※１　全日は 「午前9時30分から午後5時まで」 です。

　　　　半日は 「午前9時30分から午後1時まで」 または 「午後1時から午後5時まで」 です。

使用料金区分が 「入場料を徴収する場合」 は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

※２　超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。

　　　　なお、1時間未満は切り上げます。

　　④コンサート会場の周辺の園路及び緑地を使用する場合及びステージ等を据置く場合

　　　 お祭り広場・上の広場・下の広場 及び 東の広場 の周辺園路及び緑地区分の料金を適用

　　　【使用料金】　単位：円（税込）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 料金 |
| 土・日・祝日 | 1㎡／1日 | 50 |
| その他の日 | 40 |

※１　使用量は1日単価です。

　　⑤コンサート会場に附帯してお祭り広場を利用する場合

　　　【使用料金】　単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | | 超過1時間 |
| 全日 | 半日 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 316,800 | 158,400 | 39,600 |
| その他の日 | 255,200 | 127,600 | 31,900 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 528,000 | 264,000 | 66,000 |
| その他の日 | 422,400 | 211,200 | 52,800 |

※１　全日は 「午前9時30分から午後5時まで」 です。

　　　　半日は 「午前9時30分から午後1時まで」 または 「午後1時から午後5時まで」 です。

使用料金区分が 「入場料を徴収する場合」 は、本番日・設営・撤去時を対象とします。

※２　来園者も参加でき、且つお祭り広場の入場料を徴収しない場合は 「入場料を徴収しない場合」 の使用

料金とします

※３　超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。設営・撤去時も適用します。

　　　　なお、1時間未満は切り上げます。

　　⑥控室として万博記念公園会議室等を使用する場合

　　　【使用可能場所】万博記念ビル（2階 及び 3階）　【各部屋の面積及び使用料】　※料金は税込

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 階数 | 場所 | 面積（㎡） | 料金 |
| 2階 | エントランスホール | 270.40 |  |
| 北会議室 | 180.34 |
| 3階 | A会議室 | 198.80 |
| B会議室 | 42.34 |
| C会議室 | 42.34 |
| D会議室 | 42.34 |
| E会議室 | 42.34 |
| F会議室 | 63.50 |
| 和室 | 26.73 |
| 給湯室 | 20.90 |
| 廊下 | 106.92 |
| 計 |  | 1033.94 | 8,701円 |

※１　使用料は 「午前0時から午後12時」 の1日単価です。

※２　日によっては使用不可の場合もあります。

※３　控室として万博記念公園会議室等を使用した場所は清掃を行った上で、発生したゴミは必ず持ち帰って

ください。

※４　上記料金は変更となる場合があります。

※５　上記の場所を使用する場合は、以下の書類を事前に 各1部 ずつ提出してください。

　　　　　①行政財産（普通財産）使用許可申請書【添付書類含む】

　　　　　②誓約書 【暴力団員または、暴力団密接関係者ではない旨の誓約】

　　　　　③履歴事項全部証明書（または、現在事項全部証明書）の写し

　　　　　④印鑑証明書の写し

　　　　　⑤役員名簿

※６　前述③・④については、発行日から3ケ月以内の写しを提出してください。

※７　控室として使用する際には、管理に掛かる人件費等が必要となる場合があります。

⑦救護者の収容施設として園内施設を使用する場合

　　　●自然観察学習館実習室

　　　　　使用の際は、事前にBMP宛に行為許可申請書（様式第1号）の提出が必要です。なお、使用時にお

いては、土や芝生カスの持ち込みや車椅子やストレッチャーのタイヤ痕を防ぐため、必ずブルーシート等で

床面養生を行ってください。

●EXPO’70パビリオン1階ホワイエ専用使用部分

　　　　　使用の際は、事前にBMP宛に行為許可申請書（様式第1号）の提出が必要です。なお、使用時にお

いては、土や芝生カスの持ち込みや車椅子やストレッチャーのタイヤ痕を防ぐため、必ずブルーシート等で

床面養生を行ってください。なお、使用時間が 10時から17時 の間を超える場合は、管理に掛かる人件

費等を請求させて頂く場合があります。

　　⑧もみじ川芝生広場の対岸等の使用を希望する場合

　　　もみじ川芝生広場の使用を前提条件として、もみじ川芝生広場の対岸等の使用も使用目的により可能とし

ます（提案時に判断するので使用目的などを明記しておいてください。）

貸付単価は 「④コンサート会場の周辺の園路及び緑地を使用する場合及びステージ等を据置く場合」 の単

価となります。

２．使用申込みの条件

　次の条件を全て満たしていることが必要です。

　（1）万博記念公園の近隣居住地において、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（条例第84条、施

行規則第54条）」 の騒音規制基準（以下 「騒音基準」 という。）以内で、万博記念公園の敷地境

界線上で、 **午前8時から午後6時 の間は 55dB以下** に対応できる音響システムを導入すること。

　　　　　※なお、茨木市南春日丘住居地については、第一種低層住居専用地域に該当するため、午前8時から

午後6時 の間は 50dB以下 に対応できる音響システムを導入すること。また天候不順 (雨天、曇

天、強風等) の場合であっても、騒音基準を超えない対応を計画していること。

　　　　　※過去のコンサートで音量規制が守られなかったことや、それによる地元住民からの苦情が多かったイベン

ト主催者の提案については、その他の要件に関わらず、申請を認めない。

　（2）天変地異 (落雷、豪雨、暴風、地震等) ・人的災害 (食中毒、テロ、爆破物等) に伴う鑑賞者の安全

対策が計画されていること。

　（3）緑に包まれた文化公園にふさわしく、万博記念公園のイメージアップにつながる内容であること。

　（4）本番日の鑑賞者が 1日1万人 を超えていること。

　（5）広く府民・国民が参加できる事業であること。

　（6）過去５年間において、鑑賞者が 1日1万人 を超える国内での野外コンサートの実績を有していること。

　（7）万博記念公園では、受動喫煙防止のため、指定された場所以外での喫煙 (加熱式たばこ等を含む)を

禁止しているため、 「万博記念公園内での喫煙に関する同意書」 を提出の上、スタッフをはじめ、関係業

者等イベントに係る全ての者に周知を徹底すること。

　（8）もみじ川芝生広場・東の広場全域 においては、芝生保護対応を行うこと。また、芝生や施設に損傷を与

えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行うこと。

　（9）次のいずれかに該当する使用でないこと

　　　　　①　暴力団の利益になるもの

　　　　　②　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

　　　　　③　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

　　　　　④　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

　　　　　⑤　政治性のあるもの

　　　　　⑥　宗教性のあるもの

　　　　　⑦　公衆に不快の念又は危害を与えるもの

３．受付期間

　　　　令和 6 年 　　 ２月 １９日 （月）　　　　受付開始

　　　　令和 6 年 　　３月 ２０日 （水）　　　　受付締切

　　　　令和 6 年 　　４月 ２２ 日 （月）　　　　使用者公表

　　　※使用者公表は、使用者名・日程・場所を万博記念公園ホームページにて行います。

４．申込み手続き

　（1）提出書類

　　　　　①　**優先受付使用申込書【別紙様式】**

　　　　　②　**企画書**【任意の様式】

　　　　　　　※以下項目を企画書に記載してください。

　　　　　　　1）　コンサートの規模、音楽ジャンル又はアーティスト

　　　　　　　2）　設営・撤去スケジュール

　　　　　　　3）　自治体が定める騒音規制基準内の**音響システム計画（公園敷地境界線上までの音量減衰**

**分布計画図を含む）**

※メインスピーカーの数を減少させ、客席内に分散型小型スピーカーを配置した ディレイスピーカ

ー方式（以下 「ディレイスピーカー方式」 という。）を採用すること。また**スピーカーの詳細な配**

**置計画書**も添付すること。なお、ディレイスピーカー方式と同様の効果を発揮する音響システム

計画については、その限りではない。

　　　　　　　4）　**過去の開催実績**など（コンサート会場と住宅地との敷地境界線上の音量測定データがあれば

提出してください。）

　　　　　　　5）　**前記 「２．使用申し込みの条件」 の　（1）から（9）の条件を証明できる根拠**（実績及

　　　び計画書）

　（2）提出方法

令和 6 年 ３月 ２０日 （水）　　までに必着

　（3）提出先

　　　　　　〒565-0826　大阪府吹田市千里万博公園1-1　万博記念ビル3F

　　　　　　　万博記念公園マネジメント・パートナーズ　イベント管理部　宛

５．使用希望日が重複したときの取扱い

　使用希望日が重複したときは、次の（1）から（3）までの順番で優先順位を特定する。

　（1） 過去5年間において、自治体が定める騒音規制に関する基準以内の音量で、野外コンサートを実施した

実績を有していること

　（2） 無料コンサートであるもの

　（3） 多くの集客を見込めるもの

６．使用を許可する際の条件

　使用規制などは次のとおりです。

　（1） 使用目的以外に使用しないこと

　（2） 使用許可に伴う権利を第三者に譲渡若しくは転貸しないこと

　（3） 許可された使用時間を厳守すること（準備・整備・清掃等の時間も含む）

　（4） 常に善良な注意と責任をもって使用すること

　（5） 暴力行為その他公序良俗に反する行為等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと

　（6） 許可なく壁柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと

　（7） 許可なく危険な物品又は動物を持ち込まないこと

　（8） 許可なく物品を販売し又は展示しないこと

　（9） 所定の場所以外で火気を使用しないこと

　（10）火災、盗難、人身事故等の防止に努めること

　（11）施設等を損傷したときは、直ちに BMP に届け出ること　また、使用者の席に帰すべき事由のときは、原

状回復又は損害賠償をすること

　（12）使用時における必要な警備員は、使用者が負担すること

　（13）使用した施設の後片付け、清掃、発生したゴミ等は、万博記念公園内に残さないよう処理すること

　（14）仮設工作物を設置するときは BMP の許可を受けること

　（15）のぼりや横断幕等を設置する場合は、BMP の許可を得ること　また、これらのデザインは万博記念公園

の品格・景観を阻害しないものとすること

　（16）指定場所を除き、園内は禁煙である旨を理解し、喫煙に関する同意書 に署名・捺印すること

７．使用申込にあたっての留意事項

　（1）設営・撤去について

　　　　　①　開園時間帯（午前9時30分 から 午後5時 及びコンサート本番の時間帯）は車両進入を禁止し

ます。やむを得ない事情がある場合は、BMP の許可を得た上で、車両の前に誘導員を配備した上で

進入してください。

なお、コンサート会場（周辺の車両通行区域も含む）をフェンス等で囲み、車両と来園者を分離す

ることにより来園者の安全が確保できる場合は、BMP の許可を得た上で、開園時間帯であっても車

両進入を許可します。

　　　　　②　施設の専用使用にあたっては、万博記念公園は野外コンサートのためだけの施設ではないため、ほか

の来園者には十分な配慮を行ってください。下津道（砂の広場前）の園路は、リハーサル・本番以

外の設営・撤去時は出来るだけ来園者の安全を確保した上で通行させてください。また、それ以外の

園路における来園者の通行は規制しないでください。

　　　　　③　使用者は、コンサート会場内外の警備計画を提出し、詳細な警備については、BMPと事前に協議を

行います。

　　　　　④　もみじ川芝生広場・東の広場全域において、ステージ・楽屋・関係者控えテント・PA操作卓テント等

　　　　　　　（以下 「設営物」 という。）を連続設置できる期限は、最長で 21日間 とします。なお、その間には

芝生管理作業（灌水・施肥・芝補修等）を行います。

なお、設営物の連続設置の期間中の自然文化園の開園時間帯は安全管理のため使用者において

スタッフ等を配置してください。

　　　　　⑤　設営物が置かれている間は、存置設営物の投影面積に、上記 ④ の使用量単価と設置日数を乗

じた金額を徴収します。

　　　　　⑥　設営・撤去における万博記念公園内への車両・スタッフの入退場等は次のとおりとします。

　　　　　　　 ・千里橋ゲート　　　午前7時30分 から 午後6時30分

　　　　　　　 ・迎賓館ゲート　　　午前8時 から 午後10時

　　　　　　　　 ※上記時間帯以外を利用する場合は、使用者の負担にて BMP の警備員（以下 「警備員」 と

いう。）を配置することにより千里橋ゲート及び迎賓館ゲートの開門延長ができます。なお、警

備に要した費用は、BMP より使用者あてに請求します。

　　　　　　　　 ※お祭り広場を使用する場合は、日本庭園前駐車場を経由して3号門を使用することができます。

　　　　　　　　　　なお、この場合、当該門の開閉用警備員を配置する必要があり、これに掛かる警備員費用は、

BMP より使用者あてに請求します。

　　　　　　　　 ※万博記念公園内の走行時は最徐行してください。

　　　　　⑦　設営・撤去用の資材等搬入出車両の乗り入れ台数・規格の制限はありません。ただし、5t 以上の

車両は千里橋ゲートを通行できないので、迎賓館ゲートを利用してください。

　　　　　⑧　関係車両の万博記念公園内留め置き場所

　　　　　　1) もみじ川芝生広場・お祭り広場

　　　　　　　 ・国立民族学博物館の南西道路（普通車30台以内）

　　　　　　2) 東の広場

　　　　　　　 ・世界の森南側の業務用外周道路（普通車15台以内）

　　　　　　　 ・東の広場東側の業務用外周道路（普通車30台以内）

　　　　　　　 ・D号門西側の業務用外周道路（普通車30台以内）

　　　　　　　　※搬入出及び留め置き車両の許可証（コンサート名・搬入出日・主催者・車両番号・運転者連

絡先を記載の上、搬入出と留め置きの色を変える）を作成し、リストと一緒に BMP の担当者に

提出し、受領印を得てください。

　　　　　　　　※BMP の管理運営上において、BMP が園内留め置き場所を使用する場合は当該場所を変更す

る場合があります。

　　　　　　　　※関係者車両が既定の台数を大幅に超えることが予想される場合等について、交通渋滞の緩和や

駐車場利用者への配慮の観点から、既定の台数に関わらず、関係車両の臨時駐車場として業務

用外周道路等の使用を義務付けることがある。

なお、⑧ 1)、2) に定める規定台数分については、台数に応じて、駐車料金を徴収する。

　（2）スタッフの取り扱いについて

　　　　　①　入場証（使用者作成）の提示により、自然文化園中央口団体門（午前9時開門）より入園でき

ます。

　　　　　　　 ※使用者負担にて警備員を配置し、自然文化園中央口団体門の開門時間を早めることが可能で

す。なお、警備に要した費用は、BMP より使用者あてに請求します。

　　　　　　 ※自然文化園の開園時間中（午前9時30分 から 午後5時）は、各ゲートより入場ができます。

　　　　　②　スタッフの入園料は免除します。使用者で入場証（コンサート名・スタッフ名・入場日を記載）を作成

し、見本10部 と全員の氏名リストを BMP の担当者に提出してください。

　（3）本番に関することについて

　　　　　①　実費経費

　　　　　　　 　 コンサート開催に附随した設営・本番・撤去、広報、各種保険加入、会場運営、園内清掃、雑

踏警備、万博記念公園内進入車両門等に係る一切の経費は使用者の負担とします。

　　　　　②　関係官庁等への事前届出

　　　　　　　 　 吹田警察署（警備課）、吹田北消防署にコンサート概要・安全管理・危機管理等の提出を行

って頂きます。また、飲食の一次加工を要するためのコンテナや、ステージ、現場アーティスト楽屋な

どの仮設建築物を設営する場合は、吹田市役所（開発審査室）に事前協議（本番日より6ケ

月前）を行ってください。さらに会場利用について必要な届出等の手続きは、すべて使用者で行っ

て頂きます。

　　　　　〇吹田北消防署　　　　　　　　　　　　　　　TEL：06-6872-0766

　　　　　〇吹田警察署（警備課）　　　　　　　　　TEL：06-6385-1234

　　　　　〇吹田保健所　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL：06-6339-2225

　　　　　〇吹田市役所（環境保全課）　　　　　 TEL：06-6384-1850

　　　　　〇吹田市役所（開発審査室）　　　　　 TEL：06-6384-1972

　　　　　〇日本音楽著作権協会大阪支部　　　　 TEL：06-6222-8261

　　　　　③ 飲食出店、グッズ等の販売

　　　　　　1) 吹田北消防署に 露店等の開設届出書 を提出してください。また、飲食物及びアーティストのグッズ

等の販売場所を事前に BMP に提出して頂きます。さらに、飲食出店者に 露店営業許可 を取得

させるなど、『公園内における 「食」 の安全・安心なサービス提供への心得』 を事前に BMP に提出

して頂きます。

　　　　　　2) 飲食物売店から発生する雑排水は、グリストラップを設置し、処理水は BMP の指定する排水桝へ

流し込んで頂きます。グリストラップを設置せずに雑排水を流した場合は清掃費用の負担などを求め

る場合があります。

　　　　　　3) 露店出店における電気供給は、小型発電機（ガソリン）の使用は原則禁止とします。万博記念

公園内のキュービクルからの配線、または持込の大型発電機（軽油）の電源供給としてください。

　　　　　④ 芝生養生等

　　　　　　　 もみじ川芝生広場・東の広場全域においては、芝生保護のため芝生地への車両の進入を原則禁

止とします。ただし、やむを得ず作業車等を芝生地へ進入する又は留め置きする場合は、BMP の

許可を得た上で芝生保護マットを敷設し、その上をコンパネ等で養生して頂きます。なお、飲食出店

に伴う芝生地への進入・留め置きは、1店舗につき1台（2tまで）のみ認めます。万が一、芝生や

施設に損傷を与えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行って頂きます。

※芝生地内の設営・荷運びのため BMP から芝生走行車を貸与することができます。希望者は

BMP 指定の利用申込手続きを行ってください。また燃料（ガソリン）は使用者の負担とします。

※芝生養生のため、会場内の出入口、人通りの多い通路及び売店前等には、BMP から貸与する

　 芝生保護マットを敷設して頂きます。（最大2,500枚、3,000㎡）

　　　　　　　 ※貸与した芝生保護マット、芝生走行車に損傷・破損があれば、使用者の責任のもと、修繕若しく

は新規購入して頂きます。

　　　　　　　　 ※舞台等の2週間以上の連続設置が原因で芝生補修が必要な場合は、連続設置に関わった使

用者の責任の下で原状回復を行って頂きます。

　（4）安全対策について

　　　　　①　「万博記念公園危機管理対応マニュアル（平成31年4月改訂）」 に基づき、イベント安全管理マ

　　　　　　　　ニュアル（落雷対策も含む）を作成し、イベント安全対策チェックシート（事前の安全対策、開催

中の安全管理、緊急非常時の危機管理、災害・事故の事後処理）を BMP 宛に本番日より1か

月前に提出して頂きます。

　　　　　②　コンサート終了後の退園路には使用者によりバルーン投光器等を設置し、入場者の安全を確保して

　　　　　　　 ください。

　　　　　③　コンサートの実施にあたり、気象変化について常に情報収集に努めてください。落雷、暴風雨等、入

　　　　　　　 場者にとって危険が予想される場合は、直ちに中断・中止の判断を行ってください。この措置により、

入場者からの料金（会場内入場料・自然文化園入園料）払戻し等の意義が生じた場合、これに

伴う一切の責任は使用者が負うものとします。

　　　　　④　雑踏・誘導警備については十分な計画を作成の上、的確な指示伝達を構築してください。

　　　　　⑤　コンサートの実施にあたり、来場者の熱中症対策として使用する場合に限り、自然観察学習館実習

室及びEXPO’70パビリオン1階ホワイエ専用使用部分 を使用できるものとします。使用にあたっては、

BMP へ行為許可申請書（様式第1号）を提出してください。なお、自然観察学習館実習室及び

EXPO’70パビリオン1階ホワイエ専用使用部分 の使用に際し要する費用（管理に掛かる人件費

等）は使用者の負担とします。

（5）ゴミ回収・会場内清掃について

　　　　　①　コンサート会場内のゴミ箱設置、ゴミ回収及び退場時動線上のゴミ回収は、使用者が行って頂きま

す。ゴミ箱の規格は、ビニール袋が利用可能なものとし、表面に 「もえるゴミ」、「もえないゴミ」、「カ

ン」、「ビン」、「ペットボトル」 を表示した上で会場内に設置してください（特に飲食出店周辺部には

数多く設置してください）。

　　　　　②　会場内のゴミ箱に溜まったゴミは、定期的に回収し、来場者に不快の念を与えないように万全を期し

て作業にあたってください。

　　　　　③　回収したゴミは分別を行い、その回収したゴミを集積する箱（以下 「ゴミコンテナ」 という。）に投入し

てください。ゴミ回収等に掛かる費用（ゴミコンテナの設置料、投棄料等）は使用者負担とします。

　　　　　④　東の広場でコンサートを開催する場合は、多くのコンサート来場者がEXPO’70パビリオン1階トイレ等

を使用することが予想されるため、トイレ等の汚れ清掃対応としてコンサート本番日において、清掃員

を1人配置して頂きます。また、明らかにコンサートの来場者による管内のゴミの持ち込み等が多数見

受けられ、前記の清掃員だけでは処理できない事態となった場合は、配置費用のほかに当該清掃に

掛かった費用について、請求する場合があります。

　　　　　⑤　お祭り広場、もみじ川芝生広場でコンサートを開催する場合は、明らかにコンサートの来場者による会

場外へのゴミの持ち出しなどが多数見受けられ、BMP の清掃員だけでは処理できない事態となった

場合は、当該清掃に掛かった費用について、請求する場合があります。

（6）イベント告知サインについて

　　　　 使用者がコンサートの誘導案内等のために設置する告知サイン・のぼり等の設置については、デザイン、表

示内容、形状、数量、設置場所、期間等、事前に BMP と調整してください。

（7）迷子対応について

　　　　　①　イベント会場に迷子センターを設置し、万が一、迷子が発生（迷子探し・迷子預かり）した場合は

会場内での放送を行うとともに、スタッフにて迅速な対応を行うこと。また、子どもに迷子ワッペン等を携

行させる運営にも積極的に取り組むこと。

　　　　　②　会場内で迷子の解決ができなかった場合は、直ちに万博記念公園の警備員に連絡し、捜索範囲を

拡大すること。また、同時に園内放送をかけ、来園者にも協力依頼を行うこと。

　　　　　③　迷子発生から 1時間 が経過した場合は、家族・同伴者から警察署に捜索願の電話を行うこと。

（8）看護師配備について

　　　　 イベント参加者が不慮の事故で怪我をした場合、または持病による身体疾病が発生した場合に適正且つ

迅速な措置を行うため、使用者の手配により看護師を 最低1名以上 配備してください。

（9）万博記念公園周辺自治会等への周知と対応について

　　　　 万博記念公園自治会等へのコンサート開催の告知（折り込みチラシやポスティング等文書によるもの）を

行って頂きます。

※事前周知として、コンサート本番日の 2ヶ月前　と 半月前 程度を目安として 最低2回 以上（例：8

月が本番日の場合、5月下旬頃　及び 7月中旬頃）行ってください。これらに掛かる費用は使用者に

負担して頂きます。また、コンサートに関する内容の説明を求められた場合は、すべて使用者で対応して

頂きます（公園周辺自治会への説明等は BMP がサポートします）。

なお、実施にあたっては、事前に BMP と調整してください。

（10）音量規制の実施について

　　　　　①　使用者において、吹田市（環境部地域環境室環境保全課）に事前説明を行ってください。

　　　　　②　使用するスピーカーは、ラインアレースピーカー（V-DOSC同等品以上）とします。

　　　　　③　コンサート会場外に音が漏れないよう舞台に設置するメインスピーカーの数（目安として 上限16

基）を減少させ、客席内に分散型小型スピーカーを配置した ディレイスピーカー方式 を採用してくだ

さい。なお、ディレイスピーカー方式と同等の効果を発揮する音響システム計画については、その限りで

はありません。

　　　　　④　ディレイスピーカーを使用しない場合は、音量規則を遵守する観点から、PA卓に音量抑制装置（リミ

ッター）を設置して頂きます（リミッター設定数値 ＝ **もみじ川芝生広場 92dB、東の広場　90dB、お祭り広場　85dB**）。ただし、音響システム計画の工夫等により、万博公園境界線上での騒音基準が守られている場合は、その限りではありません。また、PA卓を操作する者にもタイムリーな音量値が視認できる大型モニターを設置して頂きます。さらに、PA卓が設置されているテントに音量規制確認のため、BMPスタッフ が立ち入れるようにして頂きます。

　　　　　⑤　天候不順でもコンサート音による公園周辺居住地から騒音苦情の原因とならないよう、スピーカー配

置の工夫や、防音幕の設置、コンサートの音響担当者への説明を詳細に行う等万全な対策を講じ

て頂きます。

　　　　　⑥　リハーサル・本番時間を可能な限り短縮した公演計画を作成し、BMP及び吹田市に提出してくださ

い。

　　　　　⑦　リハーサル・本番を通じて、音量の上限及び測定場所は、次のとおりとします。

**〇もみじ川芝生広場　7箇所**

　　　　　　　　　　　　ア）万博記念公園内（2箇所）

　　　　　　　　　　　　　　　・舞台中央から客席側 35m 付近地点　　　　**92dB以内**

　　　　　　　　　　　　　　　・自然観察学習館屋上　　　　　　　　　　　 　　**70dB以内**

　　　　　　　　　　　　イ）万博記念公園の周辺マンション屋上

　　　　　　　　　　　　　　　・BMP の指定する 箇所

　　　　　　　　　　　　ウ）住宅地との敷地境界地（2箇所）【吹田市指導による測定場所】

　　　　　　　　　　　　　　　・進歩橋南詰交差点前

　　　　　　　　　　　　　　　・西第１駐車場西側

**〇東の広場全域　4箇所**

　　　　　　　　　　　　ア）万博記念公園内（3箇所）

　　　　　　　　　　　　　　　・舞台中央から客席側 35m 付近地点　　　　**90dB以内**

　　　　　　　　　　　　　　　・弓道場の屋上

　　　　　　　　　　　　　　　・茨木市立西陵中学校付近の万博記念公園と住宅地の

敷地境界柵の公園側付近

　　　　　　　　　　　　　　　　※Ｊリーグ、競技大会等の開催時は場所を調整する。

　　　　　　　　　　　　イ）住宅地との敷地境界地（1箇所）【吹田市指導による測定場所】

　　　　　　　　　　　　　　　・名神高速道路料金所横（野球場裏）

**〇お祭り広場　4箇所**

　　　　　　　　　　　　ア）万博記念公園内（2箇所）

　　　　　　　　　　　　　　　・舞台中央から客席側 35m 付近地点　　　　**85dB以内**

　　　　　　　　　　　　　　　・万博記念ビルの屋上

　　　　　　　　　　　　イ）万博記念公園の周辺マンション屋上（1箇所）

　　　　　　　　　　　　　　　・BMP の指定する 箇所

　　　　　　　　　　　　ウ）住宅地との敷地境界地（1箇所）【吹田市指導による測定場所】

　　　　　　　　　　　　　　　・協会前交差点前

⑧　上記⑦ に記載の測定箇所で音量測定を実施し、同時に録音を行ってください。随時、音量測定器

の値と耳で聞いた印象を本部へ報告し、会場音量のコントロールに反映させてください。またコンサート

終了後、**1ケ月以内** に上記音響測定データと録音記録を BMP まで提出してください。

　　　　　⑨　万博記念公園の周辺居住地からコンサート音に対しての苦情が発生した場合は、上記⑦ の音量以

内であっても BMP の指示に従い音量を下げて頂きます。

　　　　　⑩　来園者からの指摘事項は、使用者の運営に関する指摘か、コンサートの開催自体への指摘かを区

分し、適正な対応を行って頂きます。

　　　　　⑪　リハーサル日・本番日には、騒音苦情の窓口として、使用者は騒音苦情受付のスタッフを配置してくだ

さい。

　　　　　⑫　住宅地との敷地境界地は、計量法第71条 の条件に合格した騒音計を用いて行ってください。この

場合において周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）、サンプリング周期は

1秒 を用いてください。測定方法は、JISZ8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、測定

する高さは地盤高+1.5m とします。測定時間は、コンサート開催時間と その前後30分間 とし、騒

音の大きさの決定は測定値の 90%レンジ の上端の数値（LA5）とします。また、同時に風速計に

よる値も計測してもらいます。

（11）受動喫煙防止について

　　　　　万博記念公園では、受動喫煙防止のため、指定された場所以外での喫煙（加熱式たばこ等を含む）

を禁止しています。「**万博記念公園内での喫煙に関する同意書**」 を提出の上、スタッフをはじめ、関係業

者等イベントに関わる全ての者に周知を徹底してください。万が一、指定場所以外で喫煙した場合は、出

入り禁止等の措置を行います。

８．使用許可手続き

（1）使用者は、**イベント告知 をするまで**に必ず使用許可手続きを完了しておく必要があります。

大阪府日本万国博覧会記念公園条例及び施行規則に定める、行為許可申請書（様式第1号）と公

園施設使用許可申請書（様式第3号）を提出してください。

　　　　※公園施設使用許可申請書の提出時にタイムスケジュール（メインスピーカーからの楽曲の音出し時間を

記載したもの）をBMP へ提出して頂きます。

（2）使用者は、申請書の提出後に BMP と詳細を協議してください。この際、内容について変更を求める場合

があります。

９．その他

　〇本件にかかる事務局（連絡先）

　　 万博記念公園マネジメント・パートナーズ　イベント管理部

　　 〒565-0826　大阪府吹田市千里万博公園1-1　万博記念ビル3F

[TEL：06-6816-2272 ／ FAX：06-6816-2280](TEL:06-6816-2272%20／%20FAX：06-6816-2280)

Email：[EVENT@expo70-park.jp](mailto:EVENT@expo70-park.jp)

|  |
| --- |
| 様式 |
| 受付番号 |  |

　　　年　　　　月　　　　日

万博記念公園マネジメント・パートナーズ　　　御中

**令和7年（3月-2月）度　野外コンサートの優先受付**

**申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| **応募者** | |
| 企業名等 | （マスメディアで　　ある　・　ない） |
| 代表者役職・氏名 | （押印不要） |
| 所在地 | 〒 |
| **連絡窓口** | |
| ふりがな |  |
| 氏　名 |  |
| 所　属（部署名） |  |
| 役　職 |  |
| 所在地 | 〒 |
| TEL／FAX番号 |  |
| メールアドレス |  |
| **企画提案等**　※詳細は別添 | |
| イベント名 |  |
| 集客目標 | 人 |
| 過去 5 年間の万博記念公園の使用実績 | ある（使用日　　　　　　　　　　イベント名　　　　　　　　　　）・　ない |
| **使用希望広場／使用希望日**（希望日は第2希望まで記入してください）  ※使用希望日は、本番・設営・撤去 を含みます（本番日をご記入ください） | |
| 希望広場 |  |
| 第1希望日 |  |
| 第2希望日 |  |